ヨコハマ市民まち普請事業制度要綱

制 定 平成17年4月11日 都支 第6号(市長決裁) 最近改正 令和4年3月31日 都地ま第1414号(局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市地域まちづくり推進条例(平成17年2月横浜市条例第4号。以下「条例」という。)に基づき、市民が地域の特性を生かした身近な施設(公共施設を含む。以下同様とする。)の整備を、自らが主体となって発意し実施することを目的として、整備に関する提案(以下「整備提案」という。)を公募し、市が整備の支援を行う事業を実施するために必要な事項を定める。

(整備提案者の要件)

- 第2条 整備提案ができるグループは、次の各号に定める要件を満たすものとする。
 - (1) 横浜市内の、施設の整備を行おうとする箇所又はその近隣に居住する者、事業を営む者又は土地若しくは建物等を所有する者(以下「住民等」という。)を3 人以上含むこと。
 - (2) 整備提案の前に土地若しくは建物を所有している、借りている又は実質的に使用権利を持っている者に、整備提案の内容及び整備の提案を行うことについて説明していること。
 - (3) 整備に要する費用、整備における労力又は整備した施設の維持管理を負担する など、自らが主体となって整備を行う意欲があること。

(整備提案の要件)

- 第3条 対象となる整備提案は、次の各号に定める要件を満たすものとする。
 - (1) 住民等が主体となって実施できる範囲であること。
 - (2) 公共性があること。
 - (3) 住民等が持つ新しい発想、方法又は地域の資源などを生かした取り組みで、その成果が地域まちづくりに寄与すると考えられること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。
- (1) 営利、宗教、政治又は選挙活動を目的とした整備提案
- (2) 特定の個人のみが利益を受ける整備提案
- (3) 公序良俗に反する整備提案
- (4) 国、地方公共団体又はそれらの外郭団体から資金的支援を受けている又は受けようとしている整備提案
- (5) ヨコハマ市民まち普請事業整備助成金を受けて整備した施設(ヨコハマ市民まち普請事業整備助成金交付要領第18条第1項に定める期間を経過したものを除く。)のメンバー又は整備提案を行ったメンバーが過半を占めるグループが整備した施設又はその近隣で行う整備提案

(整備期間)

第4条 整備は、原則として、第9条の第2次整備提案の翌年度までに完了するものとする。

(第1次整備提案)

第5条 整備提案を行おうとするグループ(以下「提案グループ」という。)は、別に定めるところにより、第1次整備提案をしなければならない。

(1次コンテスト)

- 第6条 市長は、第1次整備提案について、第10条の2次コンテストの対象とする整備提案(以下「2次コンテスト対象提案」という。)の選考を、別に定める横浜市地域まちづくり推進委員会ヨコハマ市民まち普請事業部会(以下「部会」という。)に諮らなければならない。
- 2 部会は、市長から諮られた第1次整備提案について、公開によるコンテスト(以下「1次コンテスト」という。)により選考するものとする。
- 3 部会は、1次コンテストの選考結果を市長に報告するものとする。
- 4 市長は、部会からの報告に基づき、2次コンテスト対象提案を決定し、2次コンテスト対象提案として決定した提案グループ(以下「2次コンテスト対象提案グループ」という。)に対し、当該結果を通知するものとする。

(2次コンテスト対象提案グループへの支援)

- 第7条 市長は、2次コンテスト対象提案グループに対し、当該年度の2次コンテストに向けて行う活動に要する費用を助成することができる。
- 2 前項の助成金の額は、30万円を限度とする。

(提案検討会への協力)

第8条 市長は、提案の実現性を高めるため、2次コンテスト対象提案グループが開催する提案検討会に協力するものとする。

(第2次整備提案)

第9条 2次コンテスト対象提案グループは、別に定めるところにより、第2次整備 提案をするものとする。

(2次コンテスト)

- 第10条 市長は、第2次整備提案について、次条の整備助成の対象とする整備提案 (以下「整備助成対象提案」という。)及び次回の1次コンテストを免除する整備 提案(以下「次回1次コンテスト免除提案」という。)の選考を、部会に諮らなけ ればならない。
- 2 部会は、市長から諮られた第2次整備提案について、公開によるコンテスト(以下「2次コンテスト」という。)により選考するものとする。
- 3 部会は、2次コンテストの選考結果を市長に報告するものとする。
- 4 市長は、部会からの報告に基づき、整備助成対象提案及び次回1次コンテスト免除提案を決定し、整備助成対象提案として決定した提案グループ(以下「整備助成対象提案グループ」という。)及び次回1次コンテスト免除提案として決定した提

案グループ(以下「次回1次コンテスト免除提案グループ」という。)に対し、当該結果を通知するものとする。

(施設整備に要する費用の助成)

- 第11条 市長は、整備助成対象提案グループに対し、施設の整備に要する費用を助成するものとする。
- 2 前項の助成金の額は、1提案あたり原則として、500万円を限度とする。 (次回1次コンテスト免除提案グループへの支援)
- 第12条 市長は、次回1次コンテスト免除提案グループに対し、次回の2次コンテストに向けて行う活動に要する費用を助成することができる。
- 2 前項の助成金の額は、30万円を限度とする。

(整備報告)

第13条 整備助成対象提案グループは、整備完了年度以降に開催する整備成果報告会で、整備成果の報告を行わなければならない。

(事前登録)

第14条 第1次整備提案の提出を検討している住民等は、第1次整備提案提出前に事 前登録を申し出ることができる。

(事前登録に対する支援)

第15条 市長は、事前登録を行った住民等に対し、横浜市地域まちづくり支援制度要綱第3条第4項に準じて横浜市まちづくりコーディネーター等の登録等に関する要綱(以下「コーディネーター要綱」という。)により登録されたまちづくりコーディネーター又はコーディネーター要綱により登録されたまちづくり支援団体の資格構成員を派遣することができる。

(情報公開)

第16条 市長は、提出された整備提案について、その概要を公表することができる。 (その他)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

- この要綱は、平成17年4月14日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年3月25日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年12月14日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年6月6日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。